

高須輪中の水害についての考察

松原義継

一 問題の所在

高須輪中における近世から明治中期に至るまでの期間は、水害という事象に対して近代的な土木技術が発達せず、自然現象が優位していた時代であった。この輪中で起った多くの水害には幾つかのパターンが潜在しており、これを解明することは、今日の輪中の理解について必要かつ有意義であると考ええる。

ちなみに、開発された当初の輪中は、かなり高い生産性が維持されていたが、永年期には周囲の河況に変化がおこり、天井川が進行した。そのため、各所で破堤による水害を頻発させ、また、輪端部では排水を不良にして生産を破壊させた。輪中の生産は、外水対策と内水処理によって維持されたと言われるのは、この点を述べたものである。この場合、破堤による水害は、堤防の嵩上げ補強によって避け得られたが、海拔高度の低い輪内の湛水化は、如何ともなし得なかつたのである。この研究は、破堤による直接水害、および湛水による間接水害に焦点を絞り、輪中の地域性を闡明にしたいと考えた。なお、この研究に利用した資料の大部分は佐野家文書であるが、その他では岐阜県治水

史・岐阜県史（史料編近世五）・海津町史（史料編一・二巻）・岐阜県水災誌などによった。

二、自然条件と社会条件

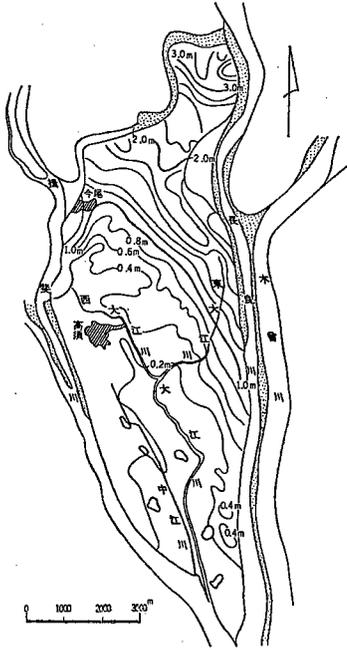
(1) 一輪中地域の水害についての考察には、マクロ的な見解とミクロ的な地域を研究対象とする二つの立場がある。前者は濃尾平野の地形・水源地域の降水量・山林管理などの全般的な自然的・社会的条件から輪中の水害を考察するのに対し、後者は個々の輪中の外水対策と内水処理が中心課題となってくる。しかし、実際的には両者は不可分の関係にあるため、一輪中の水害といえども、広範囲な立場から検討されなければならない。

濃尾平野は東高西低の地盤運動のため、東に高く西に傾いた地形であり、養老断層崖下を最低所としている。したがって、この平野を流れる木曾川・長良川は著しく西に偏位し、最低所の揖斐川筋へ流れようとする。このため、こ



第1図 寛政元年の輪中地域

これらの河川は乱流して網状をなし、この間に大小多数の輪中を發達させた。このような輪中の成立は、河川の遊水池を奪い河道を固定させたため、土砂ははげきれないで河川敷に堆積して天井川となり、堤防を危険にし、輪中部では排水不良の亡所田を増大させた。今日三川を一体とした一秒間の平均流量は五九二立方メートル、最大流量は九六三四立方メ



第2図 高須輪中の地形

東西の幅は五キロメートルの楕円形で、海拔高度は〇・二メートルから北東部の三・四メートルを最高としている。最低部の南西部は四〇〇〇と五〇〇〇分の一の勾配で、木曾川・揖斐川のわずかな自然堤防帯を除けば、ほとんどがゼロメートルに近い後背湿地で占められている。海拔一メートル以上の高位部の面積は三分の一ほどで、また〇・四メートル以下の低位部が半ば以上に達してい

トルであるから、洪水時は平時の一六倍⁽¹⁾にも増大されようとする。ましてダム湖のなかった藩政時代にあつては、一層激しいものがあつたに違いない。なかでも木曾川と長良川を合せた流量は、三川の八〇%を占めており、揖斐川に与えた影響ははかり知れないものがあつた。

なお、揖斐川の西には、屏風を立てたような養老山脈がこの川に迫っており、豪雨時には、谷沢から多量の砂礫が押し流されて、局所的に川幅をせばめ、流れをダムアップして水はけを悪化させた。一方最大の流量をもつ木曾川は、高峻な中部山岳の花崗岩山地を水源とするため、土砂の供給が旺盛⁽²⁾であり、下流の河川敷に付洲、河口部に砂洲・泥土の干潟⁽³⁾を発達させて水落を阻害した。

(2) 高須輪中は、まわりを木曾川・長良川・大樽川・揖斐川の四大河川に囲まれた最大の複合輪中で、その中に本阿弥輪中・福江輪中・金廻輪中などを包含し、ほぼ輪中群の中央部に位置している。南北の長さは一六キロメートル、

る。なお、この輪中の三分の二の水を集める排水河川の大江川は、Y字状に流れて、中ほどで東大江川と西大江川を合流させ、南流して揖斐川に注いでいる。

高須輪中の総石高は三万三千石で、その内訳は高須領一三九%、天領三八%、尾張領二〇%、その他が三%であった。高須領はこの輪中の中央部を領有し、天領は海拔一メートル以上の高位部と条件の悪い低位部（本阿弥輪中・金廻輪中）に分れており、尾張領は今尾の南東部に多く集っていた。同一輪中内に諸藩の領土が分散し、錯綜としていたことは水害の復旧をより困難にしていた。しかし、美濃六二万石の三分の一が天領であり、私領のなかに多くの天領が介在していたことは、幕府が治水行政の全般を一元的に支配する慣例をつくり、その出先である笠松代官所がこれを担当した。したがって、この輪中もその支配下におかれたのである。

三 破堤による水害の特色

(一) 決壊箇所分布

高須輪中は複合輪中であるから、元の輪中の境界に「中堤」と呼ばれる小堤があり、三合目までの洪水を防ぐことができた。輪中は北東部が高く南西部に低い地形であるから、北部の堤防が決壊すれば洪水は中堤を越流して、ほぼ一昼夜で全域に拡大された。また反対に南部が決壊した大水害の場合は、洪水波は逆流して、濡筋から中堤を破り、他輪中にもおよんだが、一メートル以上に達することはなかった。この場合、南部は決壊の日から仮締切の終る二〜三カ月間、ときには半年間も湛水に苦しまねばならなかった。

慶長八年（一六〇三）から明治二九年（一八九六）にいたる二九四年間のうち、外堤の決壊数は四七回であるか

第1表 旧輪中別・河川別決壊数

慶長8年～明治29年

輪中名	木曾川	長良川	大樽川	揖斐川	合計	百分比
旧高須	9	7	3	3	22	46.8
本阿弥				16	16	34.0
福江廻	5				5	10.6
金合	1			3	4	8.6
合計	15	7	3	22	47	100%
百分比	31.9	14.9	6.4	46.8	100%	

ら、平均にすれば六・三年に一回の割合であった。しかし、一年間に二回以上の決壊が八年（元和二・延宝一・同七・元文一・寛政一〇・同一一・文化一二・明治二九）あり、また三年し四年も続いた連続水害があり、その回数は平均だけで考えることはできない。外川別の決壊は第一表のごとく揖斐川筋が二三回（四六・八%）、木曾川が一五回（三一・九%）、長良川が七回、大樽川が三回であった。輪中別では面積の広い旧高須輪中が二三回、本阿弥輪中が一六回、福江輪中が五回、金廻輪中が四回の順となっている。

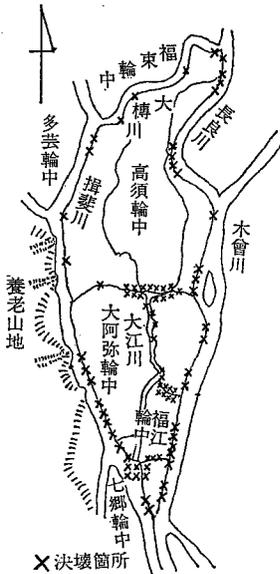
さらに決壊箇所を時代別に調べた場合は、おおよそ川筋によってほぼ定まった順序があったように考えられる。近世に入っていち早く決壊したのは長良川筋であり、つぎが木曾川で、三番目が揖斐川であった。これは決定的とは言いがたいが、同年代の破堤の集中度を数えるならば、このような点が指摘されると思う。これは、輪中の開発年代と天井川の進行状態に何等かの相関関係があったのではなからうか。輪中の成立当時の堤防は、洪水を防ぐに充分なものであったが、長い年月には天井川が進行して水害を頻発させることになった。なお、連続的な決壊が起ると、これを契機として堤防の嵩上げや障害物の取払い工事が実施されるので、暫くは洪水が遠ざかるといふ具合である。

河川の状況について言えば、長良川・木曾川筋は比較的自然堤防の発達がよく、堅固に防衛されていたが、これも長い川筋に対して一様というわけではなかった。木曾川は、成戸で長良川と合流して水嵩を増したが、幅員は今日ほど広く

なく、河道も部分的に蛇行していた。また、揖斐川は上流で中須川・中村川・大樽川を合せ、さらに杭瀬川・牧田川の水を集めて水量を増大させ、今尾の上流で感潮河川に移行した。したがって、これより下流の本阿弥輪中・金廻輪中などは満潮と洪水が重なったり、ときには高潮と洪水が重なって異常に水位を高揚させた。なお藩政時代の揖斐川は、木曾川と同様幅員が狭く、局所的に屈曲・凹凸の多いこともあって、破堤の一因となっていた。

本阿弥輪中における九回の決壊は、万寿新田の杵樋の吹き抜けによるものであった。ここには、大江川・中江川・福江輪中・金廻輪中などの排水樋門が二〇艘近く集っており、構造も複雑で、木造の樋管に対して強い水圧がかかり、腐朽の程度と付替の時機に微妙な関係があったからである。

また、四七回の決壊を月別になると八月―一二回、五月―一〇回、六月―八回、七月―七回、四月―六回、九月―二回、二・三月―一回となっている。これは旧暦であるから、最多の八月は新暦では九月、また五月は六月に二回、相当するから、梅雨と台風によるものが多く、夏季の増水期が危険であったことは今日と変りがない。



第3図 高須輪中の決壊箇所

(二) 連続的水害

水害はきわめて偶発的に考えられがちであるが、仔細に検討するならば、三〇〜五〇年の周期にしたがって連続的に起っている。このような水害が、農民にとっては最も深刻であり、生産は徹底的に破壊され、余穀は蕩尽されて必ず飢餓に迫られることになった。

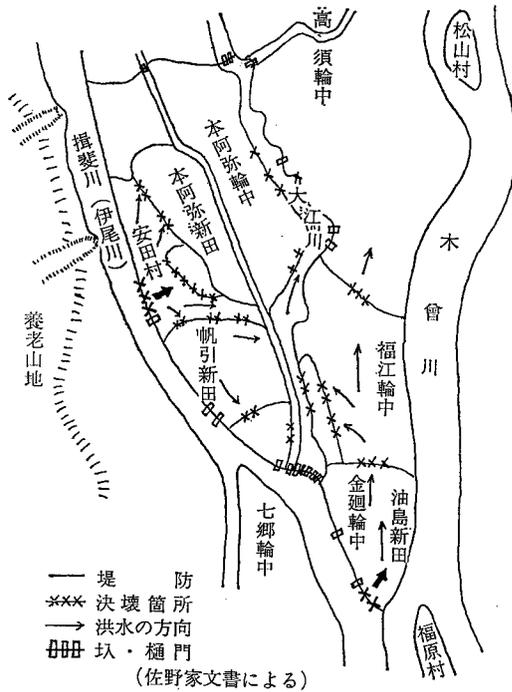
第一回の連続的水害は、長良川筋の脇田堤が元和二年（一六一六）に二度決壊し、翌年にも同所が重ねて破堤し、輪中一円が入水した。このため新川を開鑿して長良川の水勢を緩和しようとし、元和五年（一六一九）にそれを完成させたのが大樽川⁽⁴⁾である。その後元和六年（一六二〇）・寛永六年（一六二九）・同一二年（一六三五）にも長良川筋が決壊した。高須輪中では、慶長八年（一六〇三）から慶安三年（一六五〇）までの四八年間に七回の決壊が記録されているが、そのうち六回は長良川筋で起っている。この川筋は高須輪中の北東部に位置し、開鑿の歴史が古く、自然堤防の発達も良好であったが、河道が脇田村・西小鍛村付近で大きく湾曲⁽⁵⁾していたことと、すぐ下流で木曾川に合流したことが原因であった。このため、長良川は流量の大きい木曾川に流れを押えられて水嵩を増し、合流場所では逆流現象もしばしば起っていた。大樽川の開鑿は適切な方法であったが、天井川が常に高揚するのに対し堤防はそのままであったため、この川筋ではその後も三回ほど間歇的な水害に襲われることになった。

第二回は元祿一二一五年（一六九九一七〇二）に続く水害であるが、揖斐川筋の一回の破堤を除けば他は木曾川筋で起っている。この水害の原因は、三川の下流の百姓が、河川敷の付州に新田を開いて川幅をせばめ、猿尾・杭出を設けて水落を妨げたとされている。そこで、高須・本阿弥・福束の三輪中七二カ村の百姓が、幕府の評定所に対し、桑名領（与左衛門新田）・長島領（下坂手村・下千倉村）を相手として訴訟を起したが、結論は得られなかった。そこで笠松郡代辻六郎左衛門は、たとえ両者に意見の相違はあっても、水害の頻発は事実であるとして、老中の裁許を得て美濃諸川の大改修を断行させた。これが有名な「宝水の大取払」⁽⁶⁾で、河川敷の家屋・タケヤブ・ヤナギ・ヨシ・その他の樹木・猿尾など水落の妨げとなっていた一切のものが取り払われた。

第三回の連続的水害は、元文元年（一七三六）に二回とその翌年に起っているが、いずれも揖斐川筋に伏込まれた

万寿新田の垵の吹抜けによるものであった。この年は、宝永の大取払が実施されてから三〇年余りを経過しており、河床が高まっていたことと、享保一七年（一七三二）に、横手堤から万寿新田へ江下げした垵の構造と、付替に欠陥があったものと推測される。

第四回は、元文から五〇年後の寛政一〇年・一一年（一七九八・一七九九）におのおの二回ずつ起っており、うちは一回は万寿新田の垵の吹抜けであった。なお寛政一〇年四月八日の水害は、前代未聞と言われるもので、これを契機にして大名御手伝がしばしば行なわれるようになった。第五回は、寛政の水害から三〇数年を経た天保六・七・九・一〇年（一八三五・三六・三八・三九）に続く水害で、うち三回は揖斐川筋で起っている。なお天保六年の水害は、わずかな増水で垵が吹抜けたため、手抜き工事の風説が起り、万寿騒動とよぶ百姓一揆^{（？）}に発展した。幕府はこれを重視し、天保一



第4図 文化元年の破堤状況図

一年（一八四〇）公儀普請により、揖斐川筋の要所を四〜五尺ほど嵩上げしたため、明治に至るまで外堤の決壊を見るこ

となく、豊作が続くようになった。

(三) 水害の事例

(a) 文化元年の水害

水害を詳述した資料はきわめて少ないが、この中から、南部地域の事例として文化元年（一八〇四）の記録をあげてみたい。この年の八月二八日は、早朝から大雨があつて揖斐川筋が増水し、二九日の夜七ツ時に至り、安田村の堤が九合七勺の水で決壊し、流失家屋一七〇軒・溺死者三〇人ほどの被害を出した。また同時刻、油島新田でも本堤が決壊し、江内村では堤防の所々に欠所（きりこみ）が起つたとされている。なお「高須輪中水害記録」（き）によれば「文化元年八月二十九日西江村安田堤防欠壊、願船寺流出、此ノ寺ニ堤防欠壊ヲ虞レ避難セシモノ男女五十四人、死ヲ共ニスル覚悟ニテ一同麻ノ細引ニテ珠數繫キトナリ、一同流出死亡、願船寺家族モ全部死亡セリ、此時江内村金廻堤防モ欠壊、大風アリ流家夥シ」と記している。両者には死亡数について相違があるが、佐野家の万寛帳に「八月二十九日明七ツ時安田村堤切入、同刻金廻村切入、大風流家大分、流死貳拾八人、本阿弥新田の潰家八軒」とあるから、死を覚悟して避難していた五四人中の二八人が流死したのではなからうか。ちなみに、願船寺は佐野家の檀那寺である点を注目したい。なお文化元年の水害を除けば、概して流死者の少ないのが特色であるが、これは常に避難準備が整っていたからであろう。この場合避難場所としては、堤防沿いの寺社が選ばれ、このようなところを助命檀と呼んでいたが、不運にもこの堤防が決壊したためであった。

このときは安田村と油島新田の二カ所が、夜七ツ時に決壊して一斉に浸水した。洪水波はまず旧輪中の中堤・除（よげ）堤に激突し、ここを越流（平越という）し、または押し切つて他地区へ浸水し、さらに大江川を北上した。

なお旧輪中の境界と、大江川（藩政時代の大江通）に設けられた中堤は、三合目の防水を規準としたため、これを越えた場合は如何ともなし得ず、第四図のごとく欠壊（洗切）・破損（欠所）を生じたのである。しかし中堤の存在は、洪水波の破壊力を減殺させる効果が大きいため、これを除去することは今日でも危険とされている。この水の翌年、大名御手伝普請¹⁰が行なわれ、上記の大江通も一〇四両永八四文の経費によって復旧をみることにした。

(b) 明治二十九年の水害

大水害として今日に伝えられるものは、明治二十九年（一八九六）の水害が最後であり、この年は三回の洪水に襲われたが、いずれも台風によるものであった。第一回は、七月十九日から降り続いた雨が二一日に至って水嵩を増し、特に長良川・揖斐川筋が出水し、午後五時三〇分に北東端の勝負、六時には北西端の今尾がおのおの一〇〇間ほど決壊し、たちまち高須輪中一円が泥海となった。このため高須町・今尾町の民家の浸水は庇（ひさし）以上に達し、電柱の頂部が一メートルほど突き出るのみで、電線が舟行を妨げ、救助に困るといふ奇現象を呈した。二回目は八月三〇日の台風による降雨が原因し、午後一時には前回の濡が再び決壊して輪中全体が湖水状態になった。

三回目は、九月八日から降り続いた雨が一〇日に至るも止まず、ますます増水し、一〇日朝七時には床上浸水となり、午後六時三〇分には前回の濡が重ねて決壊して水嵩を増した。この時の海西・下石津郡役所の記録によれば、この郡役所は高須町の最高所にあつたが、濁水が役所の書架に達したので、舟を庁舎にひき入れこれに書類を移して保管した。一二日はますます増水し、郡役所の浸水は床上四尺五寸となり、七月の浸水より二尺五寸ほど深く、民家はほとんど屋根まで浸水した。その夜郡役所では、郡長以下職員小使など一〇余名が事務室に舟を入れてこれに乗り、夜

を徹したという。以下は郡長山下中二の記録の一端であるが、当日の状況が彷彿とされる。

九月十一日ノ夜ノ大風ハ浸水中ノ事ナレハ最モ凄慘ノ状ヲ呈セリ、午後漸次増水夜ニ入り、郡役所床上四尺五寸ニ達シ、七月入水ノ量ヨリ深キコト更ニ二尺五寸許、民戸ハ浸水檐上ニ達セシモノ無算、此夜郡役所ニハ本官並ニ郡書記、小使船夫等十余人皆船中ニ泊シタリ。午後十時頃ヨリ東風雨ヲ加ヘテ起リ、終ニ颯風トナリ、同十二時前後最モ猛烈ヲ極ム、暫アリテ風位南ニ変シ、翌日午前三時霎時閉息シ、同三十分頃ヨリ更ニ西風起リ、同四時前後に歌ム、此ノ間事務室床上ニ浮ヘル船ハ激浪ニ揚簸セラレ、柱ニ触ル、櫂立耳ヲ撲チ四壁震動シ、將ニ船ト共ニ破壊セントシ危機一髪人々大ニ警戒スル所アリシニ、幸ニ事ナクシテ止ミタルハ寔ニ天祐ト謂フヘシ乎。云々

なお岐阜県水災誌に書かれたこの輪中の主なる流出建物は、高須・今尾の両警察署、大垣裁判所の高須・今尾両出張所、日下丸・内記・安田・脇野小学校などがあり、その他民家は無数で、漂流物が水面を埋め、凌惨をきわめたと言われている。三回の水害による岐阜県下の死者は一八九人、七月の水害が三一人、九月が一五八人であった。なお九月だけの死者について言えば下石津郡一八三人（五三％）、安八郡一五八人（三七％）、海西郡一八人（五％）、その他の諸郡が九人（五％）と記録され、うち高須町だけの死者は三九人（二五％）であった。当時の高須輪中は三郡（下石津・安八・海西）にまたがっていて、はっきりしないが、関係の三郡を考慮に入れるならば、水害の中心が大垣から高須に至る揖斐川筋であったことが理解される。

四 湛水による間接災害

(一) 株井戸問題

外水対策は、輪中が一体となつて水防に当たることができたが、内水処理では、各排水区によって多少事情を異に

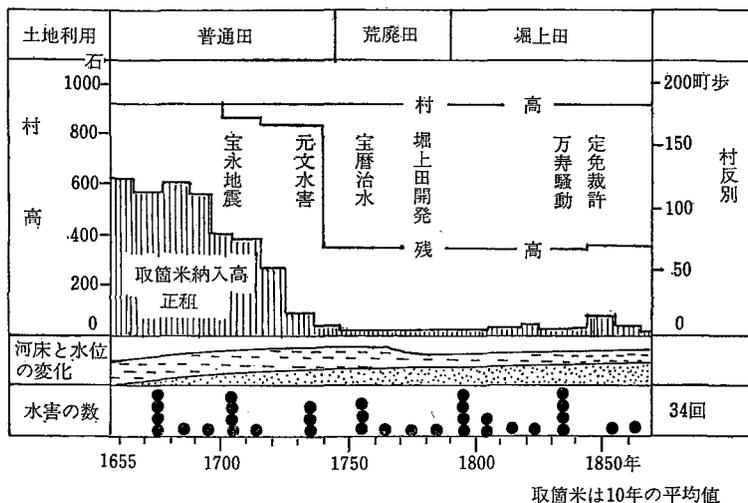
していた。特に高須輪中の三分の二の面積を占める大江排水区は、一メートル以上の高位部とそれ以下の低位部が相半ばし、水利状況が異っていたために激しく争うことになった。当時の輪中は外川から灌溉用水を入れることができないため、高位部は常に灌溉用水の不足に苦しんだのに対し、低位部は後背湿地のため過水になりやすい状態であった。この排水区の悪水は、大江川を通して揖斐川へ排水されていたが、揖斐川の河床が上昇するにしがた、低位部はますます条件が悪化するようになった。たまたま、藩政末期に掘抜井戸が開発されるようになると、高位部では急速にこれが普及し、灌溉用水として利用されるようになった。これに対し、低位部では常時過剰な水に苦しんでいたところへ、昼夜の別なく自噴する掘抜井戸の余水が流れこむために、利水と排水をめぐる上下郷が激しく争うことになった。これは、「株井戸」としてある程度の妥協を見いだしたが、詳細については筆者の研究⁽¹⁾があるのでそれを参照されたい。

(二) 本阿弥新田における取筒米の減少

本阿弥輪中は、この輪中の南西部に位置する中江川の排水区で、大部分が低湿な後背湿地であった。この輪中の村々は、いずれも開田当時は排水が良好でかなり高い収量が得られたが、数十年後には揖斐川が天井川となり、次第に排水が悪化するようになった。

藩政時代の生産力の指標として取筒米の納入石数を考え、この輪中の本阿弥新田について、取筒米と湛水の因果関係を考察することとした。

本阿弥新田は、慶安二年(一六四九)に開田された村高一八三六石九斗七升(反別一八三町六反九畝二歩)、石盛一反一石の村であった。開田から三〇年ぐらいは年平均六〇〇石ほどの取筒米を納入し、豊作年には一〇〇〇石を越



第5図 本阿弥新田の村高と年貢米の推移

えることがあった。元禄年間（一六八八～一七〇三）の平均は五一四石、その後急速に低下し宝永年間（一七〇四～一七一〇）には三三五石となった。開田から七〇年を経た享保の前半（一七一六～一七二五）は二三八石、同年の後半（一七二六～一七三五）は一〇〇石に激減した。さらに延享三年から宝暦五年（一七四六～一七五五）に至る時代は、わずか三～四石という全く信じられない状態に落ち込み、遂には全体が亡所田に変容した。

近隣の諸輪中においてもこれと同様の減収傾向が起っていた。天領に属する近隣五カ輪中の八カ村（本阿弥輪中―帆引新田・本阿弥新田・安田新田、太田輪中―太田新田、七郷輪中―福永村・上之郷村、金廻輪中―金廻村、旧日原輪中―森下村）が、享保元年から同一〇年（一七一六～一七二五）に納めた取箇米の合計石数は一六〇六二石であったが、これから二三年を経過した後の九年間（一七四八～一七五六）の納入石数は、一一二五石に落ち込んでいる。これは前者の七％にすぎず、窮乏した農民は宝暦一四年

(一七六四) 笠松・多良両役所へ実状を訴え、油島を締切つて窮状を打開してほしいと嘆願したが、以下はその一節である。

右五ヶ輪中御料村々にて、享保元申年る同十巳之年まで十ヶ年之御取米壹万六千六拾貳石余上納仕候、寛延元辰年る宝曆六子之年迄十ヶ年之御取米、千百貳拾五石余ニ相成申候趣、御免定之面乍恐メ寄セ如此御座候。云々(12)

なお上記の期間を本阿弥新田のそれに当てはめると、前期(一七一六―一七二五)の取箇米は二二四〇石(一七九一年は水損不納年)であったが、後者(一七四八―一七五六)はわずかに三四石(一年は水損不納年)にすぎず、この割合は前者の一・六%という驚くべき減少である。

元文元年(一七三六)から安永四年(一七七五)に至る四〇年間は、水田が全く荒廢し、田は三―四尺の深水で稲の植付ができず、百姓は他村へ出作りしたり、出奉公をして飢をしのがねばならなかった。この四〇年間の取箇米の累計は、二六六石三斗六升八合(うち四カ年は入水のため不納)であったから、年平均では七石三斗九升九合にすぎない。なお、四〇年間の前半が一石平均、後半はわずか三石八斗である。このような不作は、程度の差こそあれ揖斐川筋の輪端部の村々に共通しており、ことに輪端部は天領で占められていたから、幕府に深刻な影響を与えることになった。三川流域の治水権は幕府が掌握していたから、新規に大名御手伝普請を採用し、主に外様大名を動員して揖斐川筋の亡所田化を防ごうとした。

宝曆・明和の御手伝普請により、油島と大樽川が締切られたため、揖斐川の水位は著しく引き下げられることになった。これより前の本阿弥新田の田は、常に湛水して畑まで水が乗る有様であったが、この工事を契機として堀上田(堀田)が開発されるようになった。その後の安永三年から明治五年(一七七四―一八七二)に至る一〇〇年間の取

箇米の納入状況を、前期（安永三〜文化六）―三六年間、中期（文化七〜嘉永二）―四〇年間、後期（嘉永三〜明治五）―二三年に分け、各期の一カ年の平均値を求めるとつぎのようである。すなわち、前期は一一石六斗六合であったが、中期は三七石一斗一升一合に増大し、さらに後期は五三石四斗二升四合の増徴となっている。これは平均値であつて、年々の納入状況は洪水・内溜などにより一様でないが、前期から後期へと着実に増徴され、中期の取箇米は前期の三・二倍、後期は四・六倍へと高められている。このような取箇米の増加は、堀上田の面積の増大というより、むしろ排水樋門付近の浚渫を行なったことと、堀上田を絶えず地上げし整備したことによるものである。なお第五図により長期的に取箇米を考えると、間歇的に襲来する洪水よりも、排水河川である揖斐川の河床の状況と、水位の多少が輪内に強く影響したことが理解される。

五 高須輪中の治水対策

(一) 堤防普請の概要

美濃の天領は、幕府の穀倉の一つに数えられ、「特に御回米早廻等仰付けられ候国」と言われたごとく、笠松代官所は、領内の取箇米を江戸へ廻送することを重要な任務とした。このため治水問題は重大であり、その維持管理にはきびしい規制が設けられていた。特に三川流域の輪中地域にあつては、その自然条件により、年々多量の土砂が運搬されて天井川となり、それだけ危険度を加え、輪内では排水不良の荒廢地を増大させた。したがって、生産を維持するために治水問題が重要であり、「濃州国法」という川普請の制度が生れるようになった。この中で特にこの輪中に深い関係のあつたものは、(一)公儀普請（元祿以降は定式春役普請）、(二)大名御手伝普請、(三)百姓自普請の三つである。

第2表 本阿弥新田所属除堤・扒樋の普請明細表

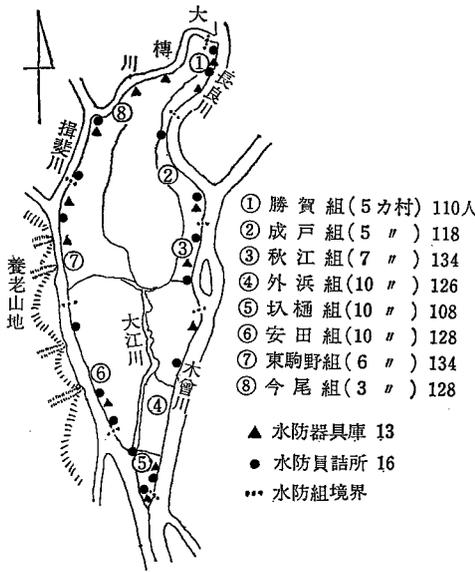
年号	御扶持方米 石斗升合	御入金		普請の 種類
		両分		
天文1	1736		662	△
寛保1	41	6225	133	□
" 2	42		133	□
" 3	43	3365		□
宝暦4	54		2500	◎
" 8	58	514047		△
" 9	59	804	4340	□
" 13	63		21	□
明和2	65	3030	273	□
" 3	66		2030	◎
" 5	68	3355	51	△
" 6	69	36110	71	□
" 7	70		873	△
安永2	73	6400	166	□
" 3	74		701	△
" 4	75	2855	224	□
" 5	76	33207	881	◇
" 6	77	30607		□
" 8	79		2211	◎
天明2	82	29607	2	□
" 3	83		913	◎
" 5	85	4445	121	□
" 6	86	6532		□
" 7	87	4575	483	◇
" 8	88	9982	83	□
寛政1	89		2780	◎
" 2	90	6195	1051	□
" 3	91	1487		□
" 4	92	2655		□
" 5	93	110		□
" 6	94	12507		□
" 7	95	7847		□
" 8	96		2043	◎
" 9	97	5107		□
" 10	98	10000	451	□
" "	"		11621	◎
" 11	99		3363	△
" 12	1800	9902	281	□
享和1	1		801	□
" 2	2		5755	△
" 3	3	5907	462	□
文化2	5		1040	△
" 6	9	15620		□
" 12	15		1133	□

御入金は分以下を切捨てる

- 春役普請
- ◎ 大名御手伝普請
- △ 急破普請
- ◇ 急破春役普請
- (佐野家骨董録による)

三川流域にあっては毎年大きい洪水が起り普請を必要としていたが、いずれの方法によるかは、そのときの政治状態に左右されて一様でなかった。

(一)高須輪中にあるは、毎年のように定式春役普請が行なわれたが、大規模な普請は大名御手伝によることが多かった。(二)御手伝普請は、延享四年(一七四七)から文久元年(一八六一)に至るまで一六回実施されたが、高須輪中は、いつも工事計画に組み入れられて、堤防の嵩上げ、急破普請、樋門の伏替工事が行なわれている。(三)百姓自普請は、百姓が所要経費の全部または大部分を負担する工事で、藩政末期から明治初年にかけて、幕府および政府の財政窮乏



第6図 明治16年の高須輪中水防要図

乏期に盛んであった。すなわち、油島締切六三カ村組合とか、大樽川洗堰一五八カ村組合などは、そのためにつくられたものである。

(二) 水防の実体

この輪中は木曾川・長良川・大樽川・揖斐川に包囲され、北には大樽川の洗堰、南には油島の喰違堰があり、これを両軸とした輪中であつた。外堤の長さは三七キロメートル（九里余）、堤の規模は南部では根敷一五間（二七・三メートル）、馬踏二間半（四・五メートル）、高さ二間半ほどに構築されていた。堤防の修築は原則として公儀の費用

で賄われたため、幕府はこれを重視し、洪水時には堤防方の役人を急拠現場に派遣し、堤防の崩壊・漏水などの起るのを防止させた。なかでも幾つか樋門の集る万寿新田は、その核心とされていた。濃州治水記鈔によれば洪水時には堤方役人のうち七人をこの輪中に派遣(13)したことが書かれており、その定員（一二〜一四人）から考えて、非常に重要視されていたことが推測される。

これに対応して、高須輪中では輪中堤を八つに分け、水防の場所割と受持間数を定め、おのおのに水量杭や水防器具庫を備えさせ、責任を分担させていた。村方にあつても、常に見廻つて水害の防止につとめ、急破および

定式普請のため領主別に責任者を選出させていたが、天保一二年（一八四一）の総代は一三名⁽¹⁴⁾であった。

藩政時代の水防体制は、明治になって一層整備され、明治一七年（一八八四）に「高須輪中水利土功連合会」が誕生し、「輪中堤塘維持規則」が作成された。第六図はこの規則の別表を図化したものである。八組の水防体制は藩政時代のものを引き継いもので、防護の難易によって受持間数を伸縮した。各水防組合には、二箇所ずつの水防詰所と一〜三箇所の水防器具庫が置かれ、これに格納する俵（一五〇〇俵）・杭（三間―五〇本・二間―二〇〇本・一丈―二〇〇本）、その他蝸槌・掛矢・拍子木・繩・松明などの数量が明示されていた。水防員は「常置水防員」と「別手水防員」に分けられ、前者は一七歳〜五〇歳の者を選び、各組の人数は一〇八〜一三四人、これは近郷の者で組織された。後者は、二〇歳〜四〇歳までの屈強な者を選んで一組二〇人とし、三組を編成して今尾村・成戸村・金廻村の三要所に派遣し、その水防組を応援させた。いよいよ出水し、各組合の量水標が七合目以上に達した場合は、櫓を飛ばして一番手（約二割）を招集し、八合目に至れば二番手（約三割）を集め、さらに水勢暴漲し危険に至れば、鳴物を乱打して三番手（五割）を動員し、非常に備えることとした。河川が満水した場合は、堤防に漏水・亀裂・欠崩れ・溢水などが起りやすく、樋門は両軸または底部から漏水することがあった。したがって、水防員はこれらの危険個所をいち早く発見し、普段から決められた水防工法にしたがって対処するのである。この場合水防員は、終止敢闘精神をもって堤防を護り抜くことを第一とし、故なくして部署を離れることは許されなかった。また堤防の異常は満水時ばかりでなく、「法崩れ」・「陥没」は洪水が三分の一程に減水した時に起りやすいので、最後まで油断なく当らねばならなかった。

六 結 び

(一) この輪中は、水源を異にした三川に囲まれ、地形が北東部の三・四メートルから南西部の〇・二メートルに傾いていたこと、および河川沿いに自然堤防が発達し、輪端部に広大な後背湿地が分布していたことは、水害の性格に大きい影響を与えた。

(二) 外川の天井川化は、長期的には破壊の原因となり、輪端部では排水不良の亡所田を増大させた。

(三) おおよそ三〇〇年間に於ける外堤の決壊は、平均では六・三年に一回の割合であった。これは輪中における開発の新旧、天井川の進行状況、堤防の嵩上げなどが影響し、河川別の連続的水害となって現われる傾向が強かった。第一回の連続的水害は元和年間長良川筋で起ったが、その対策として大樽川が開鑿された。第二回は元和から七〇年後木曾川筋で頻発した。第三回・四回・五回は揖斐川筋で起り、その周期は五〇年から三〇年へと短縮された。このような水害が起ると、大工事が行なわれるため、暫時の小康が得られる。有名な宝曆治水もその一例であった。

(四) 海拔一メートル以下の後背湿地は、この輪中の三分の二の面積を占めているが、天井川の進行によって排水不良に陥り、湛水化して亡所田に変容した。慶安二年(一六四九)に開田された後背湿地の本阿弥新田は、開田当初年平均六〇〇石の取箇米を納めた村であった。しかし宝永年間には三〇〇石となり、開田から八〇年を経た享保の後半には一〇〇石に激減し、延享から宝曆に至るころは三・四石となり、村全体が飢饉に苦しめられることになった。

(五) 宝曆・明和の御手伝普請により、揖斐川を単一河川に置き換えたため、揖斐川の水位が引き下げられ、これを契機として堀上田が開発されるようになった。堀上田が開発されたからといって、生産が旧に復したのではなく、辛じて生計の見込みが得られるようになった程度であり、本阿弥新田の取箇米は、明治に至るまで一〇〇石を越えることがなかった。

(六) 輪中には伝統的な水防組合があり、幕府の指導によって外水対策と内水処理に当ってきたのであるが、それは充分でなく、徹底した効果は、明治の三川分流と機械排水に俟たねばならなかった。

注

- (1) 木曾川水系調査書 昭和四一年 経済企画庁 二五頁
- (2) 大矢雅彦 昭和四三年 木曾川と筑後川流域の地形・洪水およびそれが水利用におよぼす影響 水利科学六三 三九〜四〇頁
- (3) 尾留川正平 昭和二七年 デルタ先端部の開拓過程の対比 地理評二五 二 一頁
- (4) 岐阜県治水史 上巻 一一五頁
- (5) この湾曲部は、明治の三大河川改修工事のためショートカットされ、もと桑原輪中に属していた西小簀村は高須輪中に包含され、現在は羽島市の飛地となっている。
- (6) 岐阜県史 史料編 近世五 五六七〜五七七頁
- (7) 天保六年四月三日、万寿新田の大江落の扒樋がわずか五合の水で吹抜けて入水した。この扒は前年本阿弥輪中が村請で修築したばかりであった。このため他輪中は承知せず、四月一三日には一揆に発展し、本阿弥輪中の各庄屋宅が打ち毀わされた。これを鎮めようとした笠松郡代野田斧吉はかえって一揆に乱暴され、身をもって逃れたほどであった。この事件を重視した幕府は、翌年首謀者一人を江戸へ呼び出し、うち四人を磔・獄門とし、その他を遠島・中追放に処した。この事件に關係した六一カ村の百姓四一四〇人に対しては、五四五貫五〇〇文の過料をとって処罰した。これを当地では万寿騒動とよ

んでいる。

(8) 岐阜県治水史 上巻 八五九頁

(9) 山下中二 明治二九年高須輪中及附近大風水害記 一九頁

(10) 岐阜県治水史 上巻 一一九頁 文化二年六月二三日の命大名 松平大和守(武蔵・川越)、小笠原伊予守(豊前・小倉)、中川修理大夫(豊後・岡)、岡部左膳(泉州・岸和田)、松平立丸(伊予・松山)、奥平大膳大夫(豊後・中津)、土屋保三郎(常陸・土浦)、松平大隅守(下野・足利)

(11) 松原義繼 高須輪中における株井戸の歴史地理的考察 地理評 第四一巻 第八号

(12) 海津町史 史料編 二巻 五〇八頁

(13) 出水之節堤通水田ニ役人差出候覚

一 堤長四里拾町余 堤方役人四人 高須輪中

一 堤長壹里余 堤方役人壹人 本阿弥輪中

一 堤長貳百九拾六間堤方役人貳人 万寿新田

(14) 内規定取極之事

一 天保十二丑年堤廻り惣代被仰渡之人数

御料十二ヶ村 貳人

尾州御料 四人

高須領 四人

本阿弥輪中 壹人

日原輪中 貳人

ノ 十三人